

## 議案第61号

### 鳥取県産業技術センター条例の一部改正について

次のとおり鳥取県産業技術センター条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

#### 鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）

を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分		金額	
一 分析	1 定性分析 (一) 略 (二) 特殊定性分析 (1)～(5) 略 <u>(6) 表面張力計による分析</u> <u>(7)</u> 略	略 略 1件につき 4,530円 略 略	1 定性分析 (一) 略 (二) 特殊定性分析 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 2 略
二 略			2 略
三 測定	1 及び 2 略 3 金属の精密測定 (一) 及び (二) 略 (三) 3次元測定機による測	略 略 1件につき	1 及び 2 略 3 金属の精密測定 (一) 及び (二) 略 (三) 3次元測定機による測

		定			定		
		(四) 略			(四) 略		
		4 及び 5 略			4 及び 5 略		
			2,810円				2,770円
			略				略
			略				略

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。